

館山市公告第78号

館山市通所型介護予防事業(ナイスミドルレッスン)集団プログラム業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成26年10月31日

館山市長 金丸 謙一

記

1 プロポーザルに付する事項

- (1) 事業名 館山市通所型介護予防事業(ナイスミドルレッスン)集団プログラム業務
- (2) 事業内容等 要支援・要介護状態になるおそれの高い状態と認められる65歳以上の二次予防事業の対象者に対して、通所型介護予防事業(以下ナイスミドルレッスン)の運動器の機能向上プログラムを集団で行う。
- (3) 選定方法 公募型プロポーザル
- (4) 委託期間 契約日の翌日から平成27年3月31日まで

2 プロポーザル参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 企画提案書の提出期限において、館山市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていない者。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく再生手続き開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第255号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (4) 法人の場合は、法人税、法人事業税及び地方法人特別税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (5) 館山市暴力団排除条例(平成24年条例第3号)に定める暴力団密接関係者に該当しない者及び利益供与の禁止に反しない者であること。
- (6) 介護保険法の趣旨を理解し、介護予防事業についての企画・実施能力を有する事。
- (7) 業務委託後における連絡調整及び事業を安定的に行うことができる体制が整えられること。また、緊急時において直ちに対応できる体制が整えられること。

3 申込期間

平成26年10月31日(金)～平成26年11月17日(月)午後5時必着

4 プロポーザル参加を希望する際の提出書類等について

詳細は、「館山市通所型介護予防事業（ナイスミドルレッスン）集団プログラム業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」を参照すること。

5 申込場所

館山市健康福祉部高齢者福祉課高齢者福祉係に、前項に記載した書類を持参で提出すること。（郵送・メールでの提出は不可）

6 その他（注意事項等）

（1）実施要領、仕様書等の配布

平成26年10月31日（金）から平成26年11月10日（月）まで  
館山市役所ホームページ「入札・契約について／入札情報」からダウンロードすること。

<http://www.city.tateyama.chiba.jp/kankei/page000572.html>

（2）本件に関する照会

本件に関する照会は、平成26年11月10日（月）正午までFAXまたはメールにて受け付ける。

（3）参加資格の審査結果の通知

平成26年11月19日（水）までにFAXまたはメールにて通知する。  
通知のあった場合は、企画提案説明会及び当日に必要な書類等を用意すること。  
※詳細は、実施要領を参照すること。

（4）問い合わせ先

館山市健康福祉部高齢者福祉課高齢者福祉係

電話：0470-22-3487（直通）

FAX：0470-22-3115（代表）

※FAX送付の際は、必ず宛先を入れること。

E-mail [kourei@city.tateyama.chiba.jp](mailto:kourei@city.tateyama.chiba.jp)